

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人燦燦会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人燦燦会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1)常勤役員等(この法人を主たる勤務場所とし、週2日以上勤務する者)報酬、賞与及び退職手当

(2)非常勤役員等(常勤役員等以外の者)報酬、退職手当

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任 又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その 遺族に支払うものとする。非常勤役員についても別に定める方式により退職した者に支給 することが出来る。退職手当 別表第3に定める算式により算出される金額

(常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各 号に定める額とする。

(1)報酬 別表第1に定める報酬額の範囲内で理事長が決定する

(2)賞与 別表第2に定める算式により算出される額

(3)退職手当 別表第3に定める算式により算出される額

(4)通勤手当については、職員給与規程通勤手当の規定に準じる

2 この法人の全理事、監事の報酬総額は、年間 3,000 万円以内とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該 各号に定める額とする。

(1)報酬 別表第4に定める額

(2)非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表第6に基づき旅費(旅費日当、食事代)を支給する。

(3)退職手当 別表3に定める算式により算出される金額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(1)法人の職員を兼務する役員等は、第5条以外は職員就業規則等を適用する(報酬等の支給方法)

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1)報酬 翌月25日(その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日)

(2)賞与 毎年7月及び12月

(3)退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内

2 非常勤役員等に対する報酬は、会議に出席した当日に現金で支給する。欠席の場合は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1)50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2)50 銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表) 第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

令和 5 年 6 月 8 日 全面改定(評議員会開催日:令和 5 年 6 月 24 日)